

令和5年度第1回龍ヶ崎市市民協働推進委員会

日 時： 令和5年12月25日(月)

午後2時から

場 所： 龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和5年度市民活動サポート補助金の申請受付状況・事業実施状況について
[資料1]

(2) 龍ヶ崎市市民協働推進委員会の今後のあり方について
[資料2]

3 その他

4 閉 会

【配付資料の内訳】

[資料1] 令和5年度市民活動サポート補助金の申請受付状況・事業実施状況について(令和5年12月11日現在)

[資料2] 龍ヶ崎市市民協働推進委員会の今後のあり方について(検討資料)

令和5年度市民活動サポート補助金の申請受付状況・事業実施状況について (令和5年12月11日現在)

○スタートダッシュ支援〔予算枠…3団体〕

No	受付日	団体名
1	5月11日	まちなか再生を考える会

※申請（募集）期間…令和5年5月10日～令和6年1月31日

※先着順。予算の範囲に達し次第、受付終了。

○ジャンプアップ支援〔予算枠…4団体〕

No	受付日	団体名	申請時期		優先決定 (過年度交付団体)	抽選結果 (一次のみ。優先決定を除いて実施)
			一次	二次		
1	5月24日	龍ヶ崎機関車推進協議会	○		○	
2	6月1日	NPO法人龍ヶ崎の価値ある建造物を保存する市民の会	○			
3	6月1日	ど根性ひまわりの会	○			
4	6月5日	たつのこプレーパーク遊んじゃ王	○		○	

※申請（募集）期間…一次募集：令和5年5月10日～6月9日

※過年度に申請し交付決定を受けた同一団体による同一事業は、継続性を支援する観点から、抽選前に優先的に決定。

※一次募集で応募団体が多数の場合、抽選。募集枠に満たない場合に限り、二次募集として予算の範囲に達するまで先着順に受付。

→実施した一次募集にて、応募数が募集枠（4団体）に達したため、二次募集は行わず、令和5年度の申請受付を終了した。

【スタートダッシュ支援】申請受付状況・事業実施状況

No.1 まちなか再生を考える会（事業実施中）

申請団体

団体名：まちなか再生を考える会（代表者：久保田房子）
 設立年月日：令和4年7月30日
 人数（うち市民）：16人（15人）
 活動の分野：3.まちづくりの推進を図る活動

申請事業

事業名：歴史的建造物の調査、活用、発信による「まちなか再生」
 申請・交付決定日：申請：令和5年5月11日 / 交付決定：令和5年5月29日
 期間（予定）：令和5年7月1日～令和6年3月31日
 補助金の額：100,000円※（補助対象経費132,000円／補助率：90%）

【実施内容（予定）】

- ・中嶋邸（上町）・川北邸（横町）・旧小野瀬邸（上町）など、建築専門家による調査、研究及び発表を行う。
- ・中嶋邸での活用イベントを通して、まちなかの魅力発信・広報を行う。 など

◎講演会実施日・会場・講演内容（演題）：

- 10/ 8（日）・中嶋邸・「イングランドの田園を巡って」
- 12/10（日）・上町会館・「日本草分けの女性詩人たち」

【補助金充当内容（予定）】

備品購入費（花ござ）、講師謝礼金、会場賃借料 等

※12/11現在、事業未完了のため、補助金交付金額等は未確定。



▲10/8開催・中嶋邸を活用したイベント「イングランドの田園を巡って」との演題の講演の様子と購入した備品（花ござ）

イングランドの田園を巡って

まちなか再生を考える会・歴史的建造物・活用事業（龍ヶ崎市市民活動サポート補助事業）

25坪のイギリス式庭園を有した歴史的建造物「フォードのある村」DVD、イングランドの田園を巡って、素晴らしい風景と心に残るお話を、写真と動画で紹介させていただきます。

会場は、龍ヶ崎市に残る歴史的建造物、中嶋邸、フォードタイムも設けました。ぜひご参加ください。

講師 青藤洋田氏（元竜ヶ崎一高校英語教師・文化観光推進員）

10月8日（日）
14:00～15:30
～フォードタイムを挟んで～

【会 場】 中嶋邸 龍ヶ崎の上町
 【定 員】 先着25名
 【参加費】 700円（お茶代・資料代など）
 【申込み】 メール：fukubata@333p333.jp
 電話 088-1069-8465（久保田）
 【主 催】 まちなか再生を考える会

●「フォードのある村」DVD
 龍ヶ崎市に詩碑がある二人の詩人、その創作と時代を詩人 昭 杏子が語ります。

●「フォードのある村」DVD
 龍ヶ崎市に詩碑がある二人の詩人、その創作と時代を詩人 昭 杏子が語ります。

●「フォードのある村」DVD
 龍ヶ崎市に詩碑がある二人の詩人、その創作と時代を詩人 昭 杏子が語ります。

The Cotswolds Burren-on-the-Water (ザコッツウォルズ)

The English Lake District Skew Bridge (イングランド湖沼地帯 斜行石の橋)

2023年12月10日（日）
午後2時～3時30分

郷土に因む
日本草分けの女性詩人たち
英美子と沢ゆき

龍ヶ崎市に詩碑がある二人の詩人、その創作と時代を詩人 昭 杏子が語ります。

女子詩人によってお建替えされた、自然と想を溢しく開かれた生花道でありゆきは詩によって育まれた女性生花道の花道を伝承し活動の輪を広げました。太陽と月ほどの違いこそあれ、いつの日も新しい時代を育んだ女性たちである。 昭 杏子

会場 龍ヶ崎市 上町会館
 参加費 40名 500円

【日時】 2023年12月10日（日）午後2時～3時30分
 【主催】 まちなか再生を考える会 代表者：久保田房子
 【予約】 TEL 080-1069-6465（久保田まで）
 後援 龍ヶ崎市 / 龍ヶ崎市教育委員会

▶イベント周知用のチラシ
 左：10/8イングランドの田園を巡って
 右：12/10日本草分けの女性詩人たち

【ジャンプアップ支援】申請受付状況・事業実施状況

No.1 龍ヶ崎機関車推進協議会（事業完了済）

申請団体

団体名：龍ヶ崎機関車推進協議会（代表者：小山英雄）
設立年月日：平成25年10月27日
人数（うち市民）：9人（8人）
活動の分野：3. まちづくりの推進を図る活動、4. 観光の振興を図る活動、
16. 経済活動の活性化を図る活動

申請事業

事業名：龍ヶ崎竹灯籠アート「籠KOMERU」2023
申請・交付決定日：申請：令和5年5月24日 / 交付決定：令和5年6月7日
期間：令和5年6月7日～8月10日
補助金の額：300,000円（補助対象経費451,144円 / 補助率：90%）

【実施内容】

新町の石蔵館広場に竹灯籠4,000本と細工竹灯籠30本を飾り付け、龍ヶ崎を宝珠の里としてアート表現し、同時にプロジェクションマッピングによって演出を行った。また、これに参加するボランティア同士のコミュニケーションを図ることで、市民の繋がりや若者の交流に寄与した。

◎イベント実施日・場所：7/21（金）～7/23（日）・石蔵館（新町）

【補助金充当内容】

消耗品費（LEDキャンドル等）、備品購入費（電動工具）、印刷製本費（チラシ印刷等）、損害保険料、食糧費（ボランティア参加者の飲料水等）、プロジェクションマッピング機材の賃借料等

【事業実施後の申請団体からのコメント】

竹灯籠アートへの来場者数は、イベント終了間際でカウンターが故障したため実測できなかったが、3日目の途中までで8,039人であり、その後も多くの方が来場していたので1万人以上が来場したと推測される。竹灯籠を見に龍ヶ崎へ来たとの声もあり、本イベントの認知度が上がったと感じた。

また、準備作業へのボランティア参加者数は209人（うち高校生は148人）となり、市民と学生とのコミュニケーションに大変寄与できた。



▲イベントの事前準備及び当日の様子

【ジャンプアップ支援】申請受付状況・事業実施状況

No.2 NPO法人龍ヶ崎の価値ある建造物を保存する市民の会（事業完了済）

申請団体

団 体 名 : NPO法人龍ヶ崎の価値ある建造物を保存する市民の会
(代表者: 前田享史)
設 立 年 月 日 : 平成18年9月13日
人 数 (うち市民) : 52人 (43人)
活 動 の 分 野 : 3. まちづくりの推進を図る活動、
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、
7. 環境の保全を図る活動

申請事業

事 業 名 : 竹内農場西洋館竣工100周年記念式典 & 交流会
申請・交付決定日 : 申請: 令和5年6月1日 / 交付決定: 令和5年6月23日
期 間 : 令和5年7月1日~11月15日
補 助 金 の 額 : 267,000円 (補助対象経費297,035円 / 補助率: 90%)

【実施内容】

大正9年(1920年)に竣工した竹内農場西洋館の竣工100周年記念式典を開催し、竹内明太郎の親族である竹内在氏や小松執行役員・栗津工場長の保川高司氏をはじめとした4名を来賓として迎え、祝典アンサンブル(演奏)や西洋館の見学(研究員によるガイド付き)、来賓者・参加者との交流会を行った。

イベントを通して、龍ヶ崎市に残された貴重な文化財を今後どのように保存・活用していくかを考える機会づくりになった。

◎イベント実施日・場所: 10/21(土)・竹内農場西洋館

【補助金充当内容】

賃借料(仮設トイレ、テント)、印刷製本費(ポスター・チラシ印刷)、消耗品費(のぼり、じゅうたん等)、謝礼金(講師、演奏者、司会者)、食糧費(交流会茶菓代)等

【事業実施後の申請団体からのコメント】

イベントへの参加者数は関係者を含めて約50名となり、103年前に竣工した竹内農場西洋館に思いを馳せることができた。貴重な文化財を今後どのように保存・活用していくかを考える機会づくりになったと言える。



▲イベント当日の様子

No.3 ど根性ひまわりの会（事業実施中）

申請団体

団体名：ど根性ひまわりの会（代表者：山崎雅昭）
 設立年月日：令和3年4月1日
 人数（うち市民）：11人（11人）
 活動の分野：1.保健、医療または福祉の増進を図る活動、
 6.学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、
 8.災害救護活動

申請事業

事業名：ど根性ひまわりを育てて、東日本大震災の被災地を応援しよう
 申請・交付決定日：申請：令和5年6月1日 / 交付決定：令和5年6月20日
 期間（予定）：令和5年6月20日～令和6年3月31日
 補助金の額：224,000円※（補助対象経費249,000円／補助率：90%）

【実施内容（予定）】

- ど根性ひまわりの種を小中学校や一般の希望者に配り、学校や自宅及びさんさん館の花壇等で栽培する。
- ひまわりの写真を集めて写真展を開催する。さらに、写真集を作成し、被災地に送ることで、被災地を応援する。など

◎写真展開催（予定）日

- 日時：令和6年1月16日（火）～22日（月）午前10時から午後8時まで
 ※1/16は午前11時から・1/22は午後4時まで
- 会場：サプラ 1階 光のモール

【補助金充当内容（予定）】

消耗品費（種袋、肥料、たい肥、写真用紙、フォトフレーム、プリンターインク等）、印刷製本費、備品購入費（写真展用DVDプレーヤー）等

※12/11現在、事業未完了のため、補助金交付金額等は未確定。



▲ひまわりの育成状況（さんさん館前）



▲写真展開催案内のチラシと過去に開催した写真展の様子（2017年・サプラ 光のモール）

【ジャンプアップ支援】申請受付状況・事業実施状況

No.4 たつのこプレーパーク遊んじゃ王（事業実施中）

申請団体

団 体 名 : たつのこプレーパーク遊んじゃ王（代表者：寺崎真）
設 立 年 月 日 : 平成31年4月1日
人 数（うち市民） : 6人（5人）
活 動 の 分 野 : 13. 子どもの健全育成を図る活動

申請事業

事 業 名 : プレーパーク（冒険遊び場）事業
申請・交付決定日 : 申請：令和5年6月5日 / 交付決定：令和5年6月23日
期 間（予定） : 令和5年6月23日～令和6年3月31日
補 助 金 の 額 : 48,000円※（補助対象経費54,000円／補助率：90%）

【実施内容（予定）】

龍ヶ岡公園を会場として、子どもたちが自己責任のもとで自由に遊べる事業（プレーパーク）を開催し、自然の素材・廃材を使用した工作や自然と触れ合う遊びの場を提供する。

◎事業実施（予定）日

6/25（日）、9/24（日）、11/26（日）、2/25（日）いずれも午前10時～午後2時

【補助金充当内容（予定）】

消耗品費（スタッフ用エプロン、風船、シャボン玉液、プリンターインク、用紙、救急用品等）、損害保険料 等

※12/11現在、事業未完了のため、補助金交付金額等は未確定。



▲9/24実施・プレーパークの様子

龍ヶ崎市市民協働推進委員会の 今後のあり方について（検討資料）

令和5年10月

龍ヶ崎市 市民経済部 地域づくり推進課

I 龍ヶ崎市市民協働推進委員会とは

1 設置の目的

【龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例（抜粋）】

（設置）

第1条 協働によるまちづくりの推進と市民活動の促進を図るため、龍ヶ崎市市民協働推進委員会を置く。

2 所掌事項

【龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例（抜粋）】

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に対して提言するものとする。

- (1) 市民協働の総合的な施策の実施に関する事項
- (2) 地域の団体等及び市が協働で実施する事業の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

Ⅱ 市民協働推進委員会のこれまでの取組

1 これまでの取組

平成22年度に龍ヶ崎市市民協働推進会議を設置し、翌23年度には協働事業提案制度の運用が開始された。言わば、協働事業提案制度の創設に併せ、協働推進会議を設置した背景がある。

また、平成26年度には協働推進会議に代え、龍ヶ崎市市民協働推進委員会を設置し、所掌事務を継承。引き続き、協働事業提案制度に関する事項をメインとして、調査研究が行われてきた。

なお、協働事業提案制度に関する事項以外では、地域コミュニティ意見交換会（地域コミュニティ協議会設置に向けた準備会）の状況や、まちづくりポイント制度、まちづくり・つなぐネットに関することを議事としていた経緯もある。

そして、ここ数年に亘り、その他の事項において、現状の課題として意見交換が行われていた、市民活動支援制度の見直し（協働事業提案制度と市民活動ステップアップ補助金の廃止・統合）について、令和3年度から4年度にかけて正式な議事として議論を重ねた結果、新たな補助金制度となる「市民活動サポート補助金」の創設が決定。令和5年度の運用開始に向け、制度設計及び詳細内容に対して慎重審議が行われるなど、同補助金制度の創設に当たり重要な役割を担ってきたところである。

2 会議の開催状況

期	年度	回数	主な議事（協議内容）
1	H22	5	≪龍ヶ崎市市民協働推進会議の設置（H22.4.1～）≫ ・市民協働推進会議の役割について ・協働事業提案制度マニュアル（案）について ・龍ヶ崎市協働事業提案制度実施要綱（案）について
	H23	5	≪龍ヶ崎市協働事業提案制度の開始（H23.4.1～）≫ ・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ◎地域コミュニティ意見交換会の状況について【報告・質疑応答】
2	H24	7	◎地域コミュニティ意見交換会の状況について【報告・質疑応答】 ◎市民活動ポイント制度の構築について【報告・意見交換】 ・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ◎まちづくりポイント制度について【報告・意見交換】
	H25	7	・協働事業提案実施団体（前年度実施）による事業報告会 ・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ・市民協働推進会議委員の任期について【報告】

3	H26	6	≪龍ヶ崎市市民協働推進委員会の設置（H26.4.1～）≫ ・市民協働推進委員会の役割について ・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ◎（仮称）まちづくりバンク制度について【報告・意見交換】 ◎まちづくり・つなぐネットについて【報告・意見交換】
	H27	5	・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ・協働事業提案制度の応募件数増加策について ・協働事業提案実施団体による事業報告会
4	H28	5	・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ・協働事業提案実施団体による事業報告会
	H29	6	・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ・市民協働を促進するための課題の整理（協働事業提案制度の見直しなど）（グループワーク） ・協働事業提案実施団体による事業報告会 ・その他、協働事業のテーマ検討など（市職員を交えたワーキング会議の開催）
5	H30	6	・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ・協働事業提案実施団体による事業報告会
	H31 R元	5	・協働事業提案制度実施要綱の改正について ・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ・協働事業提案実施団体による事業報告会
6	R2	5	・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ・協働事業提案実施団体による事業報告会
	R3	4	・協働事業提案書の審査（書類審査・プレゼンテーション） ・協働事業提案書に関する提言書について ・協働事業提案実施団体による事業報告会 ◎協働事業提案制度の見直しについて【審議・意見交換】
7	R4	5	◎市民活動支援制度の見直し（協働事業提案制度と市民活動ステップアップ補助金の廃止・統合）について【審議・意見交換】 ◎市民活動サポート補助金の創設について【審議・意見交換】 ・協働事業提案実施団体による事業報告会 ◎市民協働推進委員会のあり方等について【審議・意見交換】

※ 協働事業提案制度に関することは「・」、協働事業提案制度以外に関することは「◎」で表記。

Ⅲ 市民協働推進委員会の今後のあり方について

1 委員会の現状

協働事業提案制度が令和4年度（R5.3.31）をもって廃止となり、委員会としてこれまで主たる役割であった同制度の提案事業に対する書類審査やヒアリング、事業採択の可否判断、市長への提言などを行う必要性はなくなった。

また、令和5年度（R5.4.1）より開始した市民活動サポート補助金では、要綱上の規定・ルール等に基づきながら、事務局によるヒアリング、調査及び審査により交付決定を行うものとしており、企画段階の事前相談の受付や申請書類の作成サポート、事業完了後の報告会（参加は任意）の開催など、市民活動センターとの連携を重視した形へとシフトしている状況である。

なお、委員会自体も法的に設置が義務付けられたものではなく、あくまでも設置は各自自治体の任意であり、当市においては現在、条例（龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例）を定めた上で設置しているところである。

そのような中、協働事業提案制度が廃止となった現状において、市民協働推進委員会の今後のあり方等を検討する必要がある、令和5年度中には委員会での意見等を伺いながら、結論付ける予定としている。

2 市としての附属機関（委員会）設置の基本的な考え方

【龍ヶ崎市附属機関等の取扱いに関する要綱（抜粋）】

（附属機関の設置）

第3条 附属機関の設置に当たっては、法律により設置が義務付けられている場合を除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の附属機関と設置目的又は所掌事務が重複し、又は類似しないものであること。
- (2) 既存の附属機関又は行政手段の活用では課題の解決が不可能であり、又は著しく困難であること。

3 廃止という選択肢

協働事業提案制度の廃止に伴って、委員会自体に関しても、法的な設置義務がないことから、「廃止」という選択肢も考えられる。

確かに、委員会の廃止により、委員となる市民の負担軽減や、行政側の事務作業等のスリム化につながるなどのメリットもある。

しかしながら、その一方では、意見等を伺う場・機会となる附属機関が存在しないとすると、既存制度の見直しを行うときや新たな施策等を始めるとき、急な案件等が生じたと

きなど、それらの事態への対応や決定行為に際して後ろ盾がなく、行政の公正性及び透明性の観点からも、苦慮することが想定されるという委員会の廃止に伴って生じるデメリットもある。

また、これに加え、当市におけるまちづくりを進めるための模範となる「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」や、当市のまちづくりの基本方向を示す「最上位の計画（龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030）」の中で、「協働」というキーワードが明記されている関係からも、協働によるまちづくりの推進と市民活動の促進を図ることを目的に設置されている当委員会をやみくもに「廃止」することは適当ではないと考えられる。

《参考》

【龍ヶ崎市まちづくり基本条例（抜粋）】

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 市民、議会及び執行機関は、市民福祉の向上を図るため、それぞれの役割と責務を果たし、協働によるまちづくりを推進するものとする。

【龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030（抜粋）】

3 まちづくりの基本姿勢

本市のあるべき姿の実現に向け、これから本市が取り組んでいくまちづくりに関しての基本姿勢を次のように定めます。

(1) 「自ら考え、行動する」から生まれる「協働」のまちづくり

本市のまちづくりの基本的ルールを定めた「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」に基づき、市民参画や協働を推進する「市民主体のまちづくり」を推進します。地域課題の解決に向けて、多様なまちづくりの主体がゆるやかに関わり合い、自らの力を最大限発揮できるような社会の構築を目指します。

4 委員会の役割の再整理

市民協働推進委員会の今後のあり方等を検討するに当たっては、まず、役割を再整理する必要がある。

なお、市民協働推進委員会条例による所掌事項、及びその各事項に対しての現状は次のとおりである。

《市民協働推進委員会条例による所掌事項》

- (1) 市民協働の総合的な施策の実施に関する事項
➡ 当面、新たな施策等が始まる等の予定はない。
- (2) 地域の団体等及び市が協働で実施する事業の促進に関する事項
➡ 協働事業提案制度の廃止に伴い、協働事業に関して委員会として協議・審議し、結論を出す必要性がなくなった。
- (3) その他市長が必要と認める事項
➡ 現時点において協議・審議する案件等はない。



何を協議・審議するのか？
具体の役割を見出す必要がある！

5 委員会の今後のあり方の結論付けに向けて

当委員会におけるこれまでの役割は、協働事業提案制度に関する事項をメインとしていたため、具体的な役割を改めて見出す必要がある。

なお、現時点で考えられる役割や、今後求められるだろう役割の一例は、以下のとおりである。



《今後の役割等の一例》

- 市民活動サポート補助金の定期的な点検に関すること
 - ・ 市民活動サポート補助金に係る申請の受付状況や、事業の実施状況等について、事務局による報告を受け、チェックを行うなど、同補助金制度の定期的な点検を実施する。
- 市民活動サポート補助金の見直しに関すること
 - ・ 最上位の計画（龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030）の見直し時期等に併せて、同補助金制度も適宜見直しを検討するものとしているため、その時期を迎えたら、社会情勢等にあわせた制度内容を調査審議し、委員会として提言する。
- まちづくりポイント制度の見直しに関すること
 - ・ まちづくりポイント制度は、運用開始から10年が経過するため（平成26年1月～運用開始）、同制度のあり方を含め、今後見直しを検討していく予定である。この見直しに当たって協議・審議し、委員会として意見・提言を行う。
- その他の市民活動・市民協働等に関すること
 - ・ 委員各々が自由に市民活動・市民協働等に関してのテーマを持ち寄り、それに対する議論を行うような場とする。